

(国税質問検査章規則の一部改正)

第二条 国税質問検査章規則(昭和四十年大蔵省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

(質問検査章の書式)

第二条 省 略

2 省 略

3 租税特別措置法第三十七条の十一の三第十四項、第三十七条の第十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第三十四項の身分を示す証明書の書式は、別表第三による。

4 5 6 省 略

(質問検査章の書式)

第二条 同 上

2 同 上

3 租税特別措置法第三十七条の十一の三第十四項、第三十七条の第十四第三十九項又は第三十七条の十四の二第三十四項の身分を示す証明書の書式は、別表第三による。

4 5 6 同 上